

補正予算の専決について

1 補正事項

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に伴う一般会計予算補正

2 補正理由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対する生活支援として、国の特別給付金を速やかに支給するため、補正予算措置をしたもの。

3 補正の概要

(歳入)		(歳出)	
国庫支出金	440,000千円	給付金	431,500千円
		給付事務費	8,500千円
計	440,000千円	計	440,000千円

(1) 給付金 431,500千円

- ・給付対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている者
ほか
- ・給付金額 児童1人当たり5万円

(2) 給付事務費 8,500千円

会計年度任用職員の人件費, システム改修費 ほか

4 専決処分

2021年(令和3年)4月13日

5 その他

子育て世帯への給付金については、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しても、別途同様の給付を実施することとされており、国から具体的な制度設計等の詳細が示され次第、適切に対応する。